

摂津市入札参加資格審査申請書送付要領

平成23・24年度に摂津市が発注する建設工事・設計監理等・物品その他の競争入札に参加するための資格審査を受けようとする業者様は、下記要領により必要書類を送付して下さい。

記

1 受付期間

平成23年1月4日（火）から平成23年1月14日（金）まで

※14日（金）**必着**を厳守して下さい。

2 送付先

〒566-8555

大阪府摂津市三島一丁目1番1号

摂津市 総務部 財政課 宛

3 参加資格

(1) 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人並びに破産者であつて復権していない者でないこと。

(2) 建設業者にあつては、建設業法に基づく許可及び経営事項審査を受けている者であること。また、他の業者にあつてもその営業に関し法令上必要とする許可等を受けている者であること。

(3) 法人にあつては、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む）並びに法人税と消費税及び地方消費税を完納していること。個人にあつては、市民税、固定資産税並びに所得税と消費税及び地方消費税を完納していること。
なお、非課税の場合は、それを証明する書類を送付すること。

注1：申請において虚偽の記載等があつた場合は、資格を取り消すことがあります。

注2：小規模修繕工事契約希望者登録申請と入札参加資格審査申請の両方には申請できません。どちらか一方を選択して下さい。

4 有効期間

平成23年度・平成24年度

（平成23年4月1日～平成25年3月31日）

5 送付部数

1部

（摂津市と摂津市水道部で一元受け付けを行ないますので、1部のみ送付して下さい。）

6 送付書類

NO	送付書類	様式	摘要
1	受付書	本市指定様式	ファイルに綴じずに送付
2	入札参加資格申請書 (様式1)	本市指定様式	ファイルに綴じて送付
3	許可(登録)証明書	コピー	国土交通大臣、都道府県知事等が発行する証明
	建設業許可申請書の別表		登録を希望する本店又は支店の記載がある建設業許可申請書の別表
4	専任技術者証明書	コピー	登録を希望する本店又は支店に配置されている専任技術者の記載がある専任技術者証明書
5	営業の沿革 (様式2)		様式2とほぼ同じ様式であれば代用可
6	営業所一覧表 (様式3)		様式3とほぼ同じ様式であれば代用可
7	工事(業務)経歴書・営業実績書 (様式4)		様式4とほぼ同じ様式であれば代用可
8	技術職員名簿 (様式5)		様式5とほぼ同じ様式であれば代用可
9	納税証明書 (直前1年間)	コピー可	法人の場合 法人市民税 所在地の市町村が発行する証明
			法人の場合 固定資産税 所在地の市町村が発行する証明
			法人の場合 法人税と消費税及び地方消費税 所在地の税務署が発行する証明(その3の3)
			個人の場合 市民税 所在地の市町村が発行する証明
			個人の場合 固定資産税 所在地の市町村が発行する証明
			個人の場合 申告所得税と消費税及び地方消費税 所在地の税務署が発行する証明(その3の2)
10	印鑑証明書	原本	法人 法務局発行の証明
			個人 市町村発行の証明
11	使用印鑑届 (様式6)	本市指定様式	
12	登記簿謄本(法人)	コピー可	法務局で発行
	代表者身元証明書(個人)		申請者の本籍所在地の市町村が発行する、成年被後見人、被補佐人もしくは被補助人ならびに破産者でない旨の証明
13	建設業退職金共済組合加入証明書	コピー可	未加入者は理由書を送付すること
14	委任状 (様式7)	本市指定様式	代表者以外が契約相手となる場合は必要
15	業者カード (様式8)	本市指定様式	ファイルに綴じずに送付
16	財務諸表類	コピー可	法人 貸借対照表・損益計算書・利益処分に関する書類
			個人 貸借対照表・損益計算書 (営業用純資本額に関する書類及び収支計算書) なお、直前決算が12か月に満たない場合は前期分も合わせて12か月分以上で作成
17	経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書	コピー可	総合評定値P点を申請していること
18	口座振込届出書 (様式9)	本市指定様式	ファイルに綴じずに送付
19	送付書類チェックリスト	本市指定様式	ファイルに綴じずに送付
20	受領書返信用封筒	定型封筒(長3)	80円切手を貼付し、返信先の宛名を記載すること

書類の送付に際しては、下記の表を参照してください。

NO	送付書類		共通	建設工事	設計監理等	その他
1	受付書		○			
2	入札参加資格申請書 (様式1)		○			
3	許可(登録)証明書			○	○	○ ※
	建設業許可申請書の別表			○		
4	専任技術者証明書			○		
5	営業の沿革 (様式2)		○			
6	営業所一覧表 (様式3)		○			
7	工事(業務)経歴書・ 営業実績書 (様式4)			様式4-1 ○	様式4-2 ○	様式4-3 ○
	技術職員名簿 (様式5)			様式5-1 ○	様式5-2 ○	
9	納税証明書 (直前1年間)	法人の場合	法人市民税	○		
			固定資産税	○		
			法人税と消費税 及び地方消費税	○		
		個人の場合	市民税	○		
			固定資産税	○		
			申告所得税と消費税 及び地方消費税	○		
10	印鑑証明書	法人	○			
		個人	○			
11	使用印鑑届 (様式6)		○			
12	登記簿謄本(法人)		○			
	代表者身元証明書(個人)		○			
13	建設業退職金共済組合加入証明書			○		
14	委任状 (様式7)		○			
15	業者カード (様式8)			様式8-1 ○	様式8-2 ○	様式8-3 ○
	16	財務諸表類 (直前1年間)	法人	○		
個人			○			
17	経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書			○		
18	口座振込届出書 (様式9)		○			
19	送付書類チェックリスト		○			
20	受領書返信用封筒		○			

共通の書類はすべての業種について送付してください。(1業者につき1部送付してください。)

さらに、各希望業種に必要な書類(○)を送付してください。

例：建設工事と設計監理等を希望する場合は、共通・建設工事・設計監理等の○を送付する。

※ 許可(登録)証明書について、営業に際し許可や登録が必要ない業種につきましては必要ありません。

注 意 事 項

- 1 書類は必ず送付して下さい。持参された場合はその場ではお預かりするのみとさせていただきます。
- 2 記載事項に不明点がある場合はお電話でお問い合わせ下さい。
- 3 申請用紙の大きさはA4版を標準とします。ただし、印鑑証明書・登記簿謄本等の原本がA4版以外のものについては原寸のままでもけっこうです。
- 4 書類は、必ず送付書類の番号順にA4ファイル（穴を開けて綴じるファイル、色は何色でも可）に綴じ、表紙・背表紙に商号又は名称を必ず記入して下さい。なお、番号1・15・18・19・20の書類は綴じずに送付して下さい。
- 5 記載事項の基準日は、平成23年1月1日とします。
ただし、他の法令に規定のあるものについては、直近の基準日で記載して下さい。
- 6 各証明書又は登記簿謄本は、直前6カ月以内の発行日のものとします。
- 7 『コピー』とあるものは、鮮明な複写をもって代用できます。
- 8 『本市指定様式』とあるものは、必ず指定様式のPDFファイルをプリントアウトして使用して下さい。
- 9 事業協同組合として申請される場合は、以下の書類も併せて送付して下さい。
 - (1) 定款
 - (2) 役員名簿
 - (3) 組合員全員の名簿
- 10 建設業許可のない業種、及び経営事項審査を受けていない業種は申請できません。
- 11 送付書類に不足・不備がある場合はお電話で連絡させていただきますので、NO.19送付書類チェックリストの問い合わせ先の欄には、担当者の連絡先を御記載下さい。
- 12 受付後、受領書をNO.20返信用封筒で返送しますので、参加資格の有効期間満了日まで大切に保管して下さい。
- 13 資格審査の結果については通知しません。
- 14 申請書類提出後に内容等の変更が生じた時は、必ず変更届（指定様式）を速やかに送付して下さい。

なお、変更届は国土交通省直轄工事競争参加資格申請にかかる変更届（中央公契連統一様式）をご使用いただいても結構です。

申請についての問い合わせ先

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号 摂津市 総務部 財政課

電話 06-6383-1111 072-638-0007 内線2218

摂津市ホームページアドレス <http://www.city.settsu.osaka.jp/>

入札・契約・請求等に関する注意事項

1 入札に関する注意事項

資格審査の結果、資格を認められた業者様につきましては、指名競争入札に指名されることがあります。

その際、原則として入札（現場説明会がある場合には現場説明会を含む）には参加していただきますが、どうしても入札に参加できない場合は、入札執行が完了するまで、辞退することができます。

入札執行前に辞退される場合は、入札辞退届を提出してください。

（様式は任意です。下記の様式例を参考にしてください。）

<h3>入 札 辞 退 届</h3> <p>平成 年 月 日</p> <p>撰 津 市 長 様</p> <p>代表者 所在地 ○○○○○○○○ 商号又は名称 ○○○○ 氏名 ○○ ○○ 印</p> <p>下記の入札の件について指名を受けましたが、 都合により辞退します。</p> <p>件名 ○○○○○○○○○○○</p>	<p>(様式6)</p> <p>使 用 印 鑑 届</p> <p>使用印</p>
---	--

辞退届に押印していただく印鑑は使用印鑑届（様式6）で登録していただいた使用印です。入札執行中に辞退する場合は、入札書の金額欄に” 辞退” と記載して、入札してください。

なお、入札を辞退したことにより、以後の指名等について不利益な扱いを受けることはありません。

また、代表者以外の方（代理人）が入札会に参加される場合は、当該入札に関する委任状が必要です。

（様式は任意です。下記の様式例を参考にしてください。）

委 任 状	
平成 年 月 日	
撰 津 市 長 様	
委任者	所在地 ○○○○○○○○
	商号又は名称 ○○○○
	代表者氏名 ○○ ○○ 印
私は、 <u>○○ ○○</u> を代理人と定め、下記の 入札に関する一切の権限を委任します。	
件名	○○○○○○○○○○
受任者使用印鑑	印

(様式6)

使 用 印 鑑 届

使用印

代理人（受任者）が入札に使用する印鑑を押印

代理人の方が入札会に参加される場合は、入札書に押印していただく印鑑は代理人の方の印鑑になりますのでご注意ください。

2 契約書に関する注意事項

契約書に押印していただく印鑑は使用印鑑届（様式6）で登録していただいた使用印です。社印（角印）のみ等では不十分ですのでご注意ください。

平成	年	月	日
発注者（甲）	住 所	大阪府摂津市三島一丁目1番1号 大阪府摂津市	
	氏 名	代表者 摂津市長 森山 一正	
請負者（乙）	住 所	摂津市千里丘一丁目1番1号	
	氏 名	摂津商事 株式会社	

通常の（民間企業等との）契約において使用している印鑑であっても、官公庁（摂津市）との契約においては、必ず使用印鑑届で登録していただいた印鑑を使用してください。

会社名だけでなく、代表者名も必ず記載してください。

平成	年	月	日
発注者（甲）	住 所	大阪府摂津市三島一丁目1番1号 大阪府摂津市	
	氏 名	代表者 摂津市長 森山 一正	
請負者（乙）	住 所	摂津市千里丘一丁目1番1号 摂津商事株式会社	
	氏 名	代表取締役 摂津 太郎	

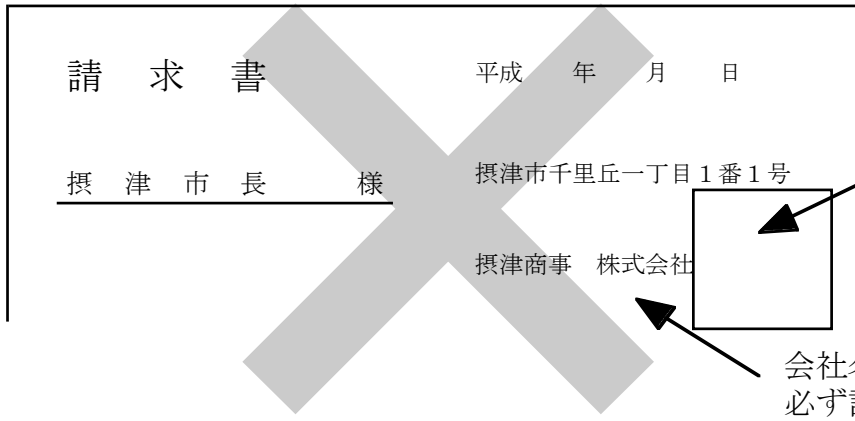
(様式6)
使 用 印 鑑 届

使用印

角印（社印）は、押印しなくても結構です。

3 見積書・納品書・請求書等に関する注意事項

見積書・納品書・請求書・領収書等についても押印していただく印鑑は使用印鑑届（様式6）で登録していただいた使用印となりますのでご注意ください。



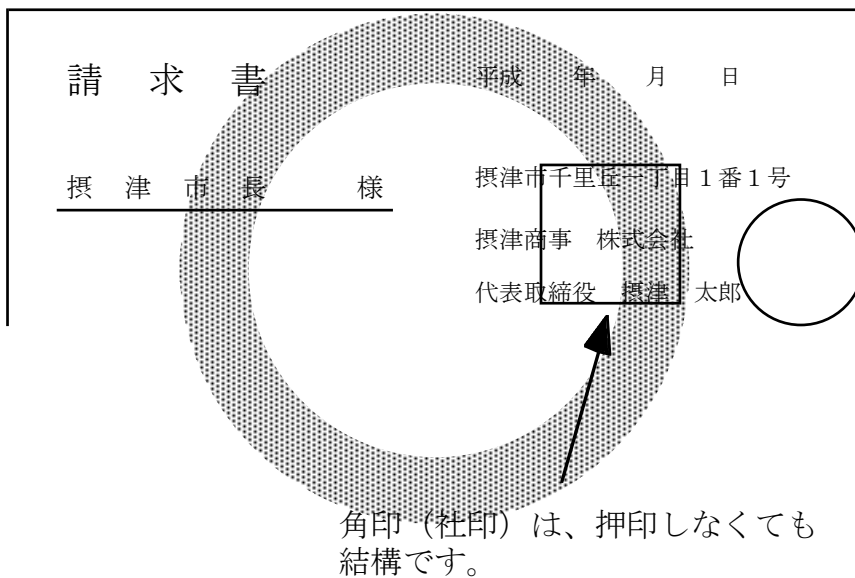
請求書 平成 年 月 日

摂津市長 様 摂津市千里丘一丁目1番1号

摂津商事 株式会社

通常の（民間企業等との）契約において使用している印鑑であっても、官公庁（摂津市）との契約においては、必ず使用印鑑届で登録していただいた印鑑を使用してください。

会社名だけでなく、代表者名も必ず記載してください。



請求書 平成 年 月 日

摂津市長 様 摂津市千里丘一丁目1番1号

摂津商事 株式会社
代表取締役 摂津 太郎

(様式6) 使用印鑑届

使用印

角印（社印）は、押印しなくても結構です。

有資格業者の指名停止について

1 有資格業者の指名停止

資格審査の結果、入札参加資格を認められた業者様が摂津市建設工事等指名停止要綱（以下「指名停止要綱」という。）の別表に該当する行為を行った場合、入札参加の指名を停止します。

2 指名停止要綱の全部改正について

平成18年11月1日、指名停止要綱が全部改正され、特に以下の点が創設・強化されました。申請される業者様におかれましては十分周知いただくとともに、別表に該当する行為を行われることのないようにして下さい。

主な改正点

- 飲酒運転による重大事故が多発している現状、その撲滅の取組が求められている中、指名登録業者にも厳正に対処するため、措置要件に飲酒運転による事故を加えた内容とする指名停止要綱に改正しました。（別表第10新設、平成19年4月1日施行）
- 平成18年1月4日に改正独占禁止法が施行され、独占禁止法違反に対する取締が強化されたことを踏まえ、独占禁止法違反などの不法行為に厳正に対処するため、独占禁止法違反の指名停止期間延長等を加えた内容とする指名停止要綱に改正しました。
 - ・ 独占禁止法違反にかかる指名停止期間の延長（別表第7改正）
「改正独占禁止法」の施行後に談合が行われた場合の指名停止期間を延長する。
 - ・ 課徴金減免制度適用業者等に対する指名停止短縮措置の創設（第5条第5項新設）

3 指名停止期間中の取扱について

指名停止期間中は入札に指名されることはありません。なお、指名中の入札については指名が取り消されます。

随意契約（見積合わせ）による契約の相手方にもなることはできません。

年間単価契約を締結している場合においても指名停止期間中は発注することはありません。さらに、建設工事等における下請けになることもできません。

摂津市建設工事等指名停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、摂津市が発注する建設工事、修繕、各種業務委託及び物品購入等（以下「工事等」という。）に関する業務の適正な履行を確保するため、競争入札又は随意契約の見積りの参加資格を有する業者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止の措置)

第2条 市長は、有資格業者が別表各項に掲げる措置要件に該当するときは、指名業者審査会（以下「審査会」という。）の議を経て、情状に応じて、別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

なお、審査会の開催のいとまがないときは、各委員に決裁を持回ることにより会議に代えることができる。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止を行ったときは、工事等の契約のための指名を行うに際し、指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。
- 3 指名停止期間の起算日は、別表各項に掲げる措置要件に該当する事実を確認した日とする。ただし、当該認定した日が指名停止期間中の場合にあつては、当該指名停止期間の満了の日の翌日を起算日とする。

(下請負人等に関する指名停止)

第3条 市長は、前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、審査会の議を経て、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

- 2 市長は、前条の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、審査会の議を経て、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。
- 3 合併等により指名停止期間中の有資格業者から営業を実質的に継承したと認められる有資格業者は、当該指名停止の有資格業者の指名停止措置を引継ぐものとする。

(指名の取り消し)

第4条 市長は、前2条により指名停止の措置を受けている有資格業者（以下「指名停止業者」という。）を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。この場合においては、当該指名停止業者に通知するものとする。

(指名停止期間の特例)

第5条 有資格業者が別表各項に掲げる措置要件の2以上に該当する場合における指名停止の期間は、当該要件に定める期間の合計をもって期間とする。ただし、その期間の合計は2年を超えないものとする。

2 指名停止業者が指名停止の期間中に、又は有資格業者が別表各項に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表各項の措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各項に定める当該期間の1.5倍の期間とする。この場合において1月未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。ただし、その期間は2年を超えないものとする。

3 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたことが明らかとなったときは、審査会の議を経て、別表各項及び前項の規定による期間を変更することができる。ただし、その期間は2年を超えないものとする。

4 市長は、指名停止業者に情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、審査会の議を経て、当該指名停止の期間を変更することができる。ただし、その期間は2年を超えないものとする。

5 市長は、別表第7号に該当する有資格業者について、次の各号のいずれかに該当するときは、別表第7号に定める期間（別表第7号ただし書きが適用されるときは当該期間）を1/2の期間に短縮することができる。この場合において1月未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。課徴金減免制度が適用された事実が指名停止期間の1/2を経過後に明らかになったときの指名停止期間は当該事実が確認できた日までとする。

一 独占禁止法第7条の2第7項から第9項に基づく課徴金減免制度が適用され、有資格業者の申出により課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたとき。

二 独占禁止法第7条の2第5項に基づき課徴金算定率が軽減され、有資格業者の申出により課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたとき。

三 平成18年1月4日施行された独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令に対し審判を請求しないことを誓約したとき。ただし、同法に違反する行為が平成18年1月3日以前に行われていた場合に限る。

(指名停止の解除)

第6条 市長は、指名停止業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、審査会の議を経て、当該指名停止業者に係る指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知)

第7条 市長は、第2条若しくは第3条の規定により指名停止を行い、第5条第3項若しくは第4項の規定により指名停止の期間を変更し、又は前条の規定により指名停止を解除したときは、有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

(契約の相手方の制限等)

第8条 市長は、指名停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、緊急時の応急工事、特殊技術を要する工事等を発注する場合で特に止むを得ない事由がある場合は、審査会の議を経て随意契約の相手方とすることができる。

2 市長は、指名停止業者が市の契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

2 市長は、別表各項に掲げる措置要件に該当する恐れがある場合のほか、有資格業者が経営不振に陥った状態にあると認められるとき等、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるときは、審査会の議を経て、当該有資格業者を入札等に参加させない措置を行うことができる。

(指名停止情報の公表)

第10条 市長は、指名停止に関する情報を原則として公表するものとする。

附則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。ただし、別表第10項の規定は平成19年4月1日から施行する。

別 表

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 摂津市競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類、入札等に係る調査資料その他の書類に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められた場合。</p>	<p>1 月以上 6 月以内</p>
<p>(入札妨害等)</p> <p>2 有資格業者又はその使用人が、市発注工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の各号のいずれかに該当する場合。</p> <p>(1) 入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行をさまたげたとき</p> <p>(2) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき</p> <p>(3) 入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき</p> <p>(4) 指名されたにもかかわらず、正当な理由がなくて入札に参加しなかったとき又は現場説明会に参加しなかったとき及び設計図書等不受理のとき</p>	<p>1 月以上 1 年以内</p> <p>1 月以上 1 年以内</p> <p>1 月以上 2 年以内</p> <p>1 月以上 6 月以内</p>
<p>(契約不履行等)</p> <p>3 有資格業者が、市発注工事等の契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する場合。</p> <p>(1) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき</p> <p>(2) 有資格業者の責により、契約解除がなされたとき。</p> <p>(3) 故意又は過失により工事等を粗雑にし、又は品質若しくは数量等に関し不正の行為をしたと認められるとき</p> <p>(4) 工事検査の結果が著しく不良であったとき。</p>	<p>1 月以上 1 年以内</p> <p>1 月以上 2 年以内</p> <p>1 月以上 6 月以内</p> <p>1 月以上 6 月以内</p>
<p>(監督、検査等の妨害)</p> <p>4 有資格業者又はその使用人が、市発注工事等について、監督、検査の実施又はその他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げた場合。</p>	<p>1 月以上 2 年以内</p>
<p>(工事等の安全管理)</p> <p>5 有資格業者が、工事等の施工に当たり、安全管理が不適切であったため、次の各号のいずれかに該当することとなった場合。</p> <p>(1) 市発注工事等の施工にあたり、公衆又は工事関係者に死亡者、若しくは負傷者の発生又は建物等の損傷（軽微なものを除く。）の被害を与えたとき</p> <p>(2) 市以外の発注工事等の施工に当たり、公衆又は工事関係者に死亡者、若しくは負傷者の発生又建物等の損傷の被害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められたとき</p>	<p>1 月以上 1 年以内</p> <p>1 月以上 6 月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(談合等)</p> <p>6 有資格業者又はその使用人が、次の各号のいずれかに該当する工事等に関し、偽計入札（刑法第96条の3第1項）又は談合（同条第2項）の容疑により逮捕、書類送検又は起訴された場合。</p> <p>(1) 市発注工事等</p> <p>(2) 市以外の公共機関が発注する工事等</p> <p> ア 大阪府内</p> <p> イ 大阪府外</p>	<p>2年</p> <p>1年</p> <p>6月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>7 有資格業者又はその使用人が、次の各号のいずれかに該当する工事等に関し、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令及び告発されたとき又は逮捕若しくは書類送検されたとき。ただし、独占禁止法に違反するすべての行為が平成18年1月3日以前に行われた場合は、1/2を乗じた期間とする。</p> <p>(1) 市発注工事等</p> <p>(2) 市以外の公共機関が発注する工事等</p> <p> ア 大阪府内</p> <p> イ 大阪府外</p>	<p>2年</p> <p>1年</p> <p>6月</p>
<p>(贈賄行為)</p> <p>8 有資格業者又はその使用人が、次の各号の者に対して行った贈賄（刑法（明治40年法律第45号）第198条）の容疑により逮捕、書類送検又は起訴された場合。</p> <p>(1) 市職員</p> <p>(2) 市職員以外の公共機関の職員</p> <p> ア 大阪府内</p> <p> イ 大阪府外</p>	<p>2年</p> <p>1年</p> <p>6月</p>
<p>(暴力行為等)</p> <p>9 有資格業者又はその使用人が、その業務に関し次の各号のいずれかに該当する行為により逮捕、書類送検又は起訴された場合。</p> <p>(1) 市職員に対する暴力行為等</p> <p>(2) 市職員以外に対する暴力行為等</p> <p> ア 大阪府内で行われたもの</p> <p> イ 大阪府外で行われたもの</p>	<p>2年</p> <p>1年</p> <p>6月</p>
<p>(交通事故・交通法規違反)</p> <p>10 有資格業者又はその使用人が、酒酔い若しくは酒気帯び運転で人を死亡させ、又は酒酔い運転で重篤な傷害を負わせた場合。</p>	<p>1月以上1年以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(法令等違反)</p> <p>1 1 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し有資格業者又はその使用人が、建設業法その他法令に違反し、監督官庁から処分を受ける等の不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められた場合。</p>	<p>1 月以上 1 年以内</p>
<p>(その他)</p> <p>1 2 有資格業者又はその代表権を有する役員等が各種法令に違反し、禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により、書類送検又は起訴され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められた場合。</p>	<p>1 月以上 1 年以内</p>
<p>1 3 有資格業者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から経営が改善されたと認められるまで</p>
<p>1 4 前各号に掲げる場合のほか、有資格業者として、不適当な事由があったと認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から 2 年以内</p>

申請内容の変更について

有効期間満了日までに申請内容に変更が生じたときは、下記の書類を添付の上、変更届（指定様式）を速やかに提出して下さい。

申請書等記載事項変更に必要な書類

変更事項	書類名	登記簿謄本 (写し可)	委任状	その他	備 考
商 号 (名称)	法人	●	○		支店名等の 変更を含む
	個人		○		
代表者	法人	●	○		
	個人		○	身元証明書 (写し可)	
受任者	法人		○		役職名の変更を含む
	個人		○	身元証明書 (写し可)	
所在地	法人	●			
	個人				
代表者印 (実印)	法人			印鑑証明書 (原本)	
	個人				
使用印鑑	法人				変更届のみ
	個人				
電 話 番 号 F A X 番 号	法人				変更届のみ
	個人				

- 注意
- 1 本社、本店登録の場合は、委任状は必要ありません。
 - 2 1部提出して下さい。
 - 3 郵送でも受付します。
 - 4 所在地の変更の場合、郵便番号も記載して下さい。

問い合わせ先・提出先

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号

摂津市 総務部 財政課

電話 06-6383-1111 072-638-0007 内線2218

契約担当課用

平成 年 月 日

撰津市長様

申請者 所在地
又は受任者 商号又は名称
代表者職氏名
電話番号



本店契約の場合は実印、支店契約の場合は支店長印を押印してください。

入札参加資格審査申請事項の変更届

下記の項目につきまして変更が生じたので、関係書類とともに届け出ます。

記

商号・所在地等の変更

変更事項		内容	変更日
	新		
	旧		
	新		
	旧		
	新		
	旧		

印鑑の変更

代表者印（実印）	
新	旧

使用印鑑	
新	旧

※撰津市処理欄

変更処理欄			
業者番号	変更番号	受付日	処理日

委 任 状

平成 年 月 日

撰 津 市 長 様

申 請 者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名



次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受 任 者

所 在 地

商号又は名称

代 理 人 氏 名

(支店長等)



記

(委任事項)

- 1 平成23・24年度入札参加資格審査申請事項の変更に関する件。
- 2 見積、入札、契約締結、請負代金の請求並びに受領に関する件。
- 3 復代理人選任に関する事。
- 4 その他契約に関する一切の件。

(委任期間)

上記2～4については 申請日から平成25年3月31日まで

平成 年 月 日

摂津市会計管理者
摂津市水道企業出納員様

申請者所在地
又は受任者
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号



本店契約の場合は実印、支店契約の場合は支店長印を押印してください。

口座振込届事項の変更届

振込先に変更が生じたので、下記の通り届け出ます。

記

変更内容	新	旧	変更（予定）年月日
金融機関名			
支店名			
口座名義人（漢字）			
口座名義人（カナ）			
口座種別	普通・当座	普通・当座	
口座番号			

※摂津市処理欄

変更処理欄			
業者番号	変更番号	受付日	処理日